平成２３年（フ）第２０３号
沖縄県浦添市字経塚666番地３グリーンシャトー１　403
債務者　木埜山　卓
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０６号
沖縄県南城市玉城字愛地740番地７
債務者　玉城　辰典
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０９号
沖縄県中頭郡西原町字幸地580番地　ひまわり会館301号
債務者　名護　正徳
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２３号
沖縄県那覇市長田２丁目23番５号嘉数マンション207
債務者　森田　奈々
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７０４号
京都市西京区大枝中山町２番地32　ネクストライフウエスト502号
債務者　國富美智子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６３号
京都府八幡市八幡月夜田48番地の35
債務者　辻本　芳次
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７９６号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地12―502
債務者　川池　衣未
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５３号
京都市左京区岡崎徳成町６番地の３
債務者　和洋菜彩ＡＳＡＤＡこと　浅田　克美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７７号
京都府八幡市橋本西山本３番地の17
債務者　大北　和男
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
京都市山科区大宅御供田町181番地１
債務者　市原　弘二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
奈良県生駒郡平群町光ヶ丘１丁目11番17号
債務者　井上　里美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｄ10―102号
債務者　木戸　秀夫
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
広島県呉市阿賀南８丁目39番３―203号
債務者　今井　雅代（旧姓馬本）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８６号
徳島県名西郡石井町石井字石井782番地19
債務者　上田　女美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
徳島市不動東町２丁目1514番地　市営住宅５棟５号室久保建夫方
債務者　島谷しげ子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
徳島県鳴門市大津町大代757番地４
債務者　梅野　正彦
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８号
徳島県鳴門市大津町大代757番地４
債務者　梅野　幸美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３６号
徳島県阿波市阿波町東条136番地
債務者　井口　和美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部